

条 例 議 案 の 概 要

—令和2年12月定例会—

目 次

議案第 130 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について ······	1
議案第 131 号	盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について ···	5
議案第 132 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について ······	10
議案第 133 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的 保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて ······	12
議案第 134 号	盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について ······	16
議案第 142 号	専決処分につき承認を求めることについて ······	19
	(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び盛岡 市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例)	

議案第 130 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

現行の道路占用料は、平成27年度の地価水準を算定の基礎とし、平成29年4月1日に一部改正された道路法施行令（昭和27年政令第479号）に規定する占用料に準じ、平成30年4月1日施行したものである。

今般、平成30年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が令和2年4月1日に一部改正されたことに準じ、占用物件の種別により、それぞれの単価を引き上げるものである。

3 施行期日

令和3年4月1日

(参考)

ア 主要な単価の引き上げ率

(単位：円)

占用物件	改正 単価	現行 単価	差額	増減率
道路法第32条 第1項第1号 に掲げる工作 物	第一種電柱	510	440	70 15.91%
	第二種電柱	790	680	110 16.18%
	第三種電柱	1,100	920	180 19.57%
	第一種電話柱	460	400	60 15.00%
	第二種電話柱	730	630	100 15.87%
	共架電線その他上空に設ける線類	5	4	1 25.00%
	地下電線・その他の線類	3	2	1 50.00%
道路法施行令 第7条第1号 に掲げる物件	一時的に設ける看板	190	170	20 11.76%
	その他の看板	1,900	1,700	200 11.76%
	標識	730	630	100 15.87%
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設（足場）	190	170	20	11.76%

イ 歳入見込み 令和元年度比約 1,100万円の増額見込

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u>			○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略		
盛岡市道路占用料徴収条例 第1条 略 (占用料の額)			盛岡市道路占用料徴収条例 第1条 略 (占用料の額)		
第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）の合計額とする。			第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）の合計額とする。		
第3条から第5条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第 号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。			第3条から第5条まで 略 附 則 略		
別表（第2条関係）					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料（円）	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件
	第1種電柱	1本につき1年	510		第1種電柱
	第2種電柱		790		第2種電柱
	第3種電柱		1,100		第3種電柱
	第1種電話柱		460		第1種電話柱
	第2種電話柱		730		第2種電話柱
	第3種電話柱		1,000		第3種電話柱
	その他の柱類		46		その他の柱類
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450		路上に設ける変圧器
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270		地下に設ける変圧器
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380		郵便差出箱及び信書便差出箱
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900		広告塔
法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910	法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19		外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

改正後				改正前					
	外径が1メートル以上のもの		550		外径が1メートルのもの		470		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	910	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	790		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの				階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの				階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		930		上空に設ける通路		870		
	地下に設ける通路		560		地下に設ける通路		520		
	その他のもの		910		その他のもの		790		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	17		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	170		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	
	標識		1本につき1年	730		標識		1本につき1年	630
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17
		その他のもの	1本につき1月	190			その他のもの	1本につき1月	170
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700	
		その他のもの		930		その他のもの		870	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	910	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	790		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年	170		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	79		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額		

改正後			改正前		
政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物 その他のもの	Aに <u>0.023</u> を 乗じて得た 額	政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物 その他のもの	Aに <u>0.024</u> を 乗じて得た 額
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.016</u> を 乗じて得た 額	政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.017</u> を 乗じて得た 額
		Aに <u>0.023</u> を 乗じて得た 額			Aに <u>0.024</u> を 乗じて得た 額
		Aに <u>0.033</u> を 乗じて得た 額			Aに <u>0.034</u> を 乗じて得た 額
	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.033</u> を 乗じて得た 額		政令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.034</u> を 乗じて得た 額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

財政部 納税課
市民部 健康保険課
保健福祉部 介護保険課
上下水道部 下水道整備課

議案第131号

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市税に係る延滞金の例に準じ、分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金並びに介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の特例措置の基準に係る割合を改めようとするものである。

2 対象となる条例

- (1) 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例（昭和25年条例第32号）
- (2) 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年条例第15号）
- (3) 盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）
- (4) 盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）

3 改正の内容

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、延滞金の特例措置において用いてきた算定割合を特例基準割合から延滞金特例基準割合に改める。

【改正前】 特例基準割合：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合（前年の12月15日までに財務大臣が告示）に、年1パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 延滞金特例基準割合：平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合（前年の11月30日までに財務大臣が告示））に、年1パーセントの割合を加算した割合

一例として、令和2年中の市税外歳入の延滞金の割合は、納期限から1月までは7.25%が2.6%，納期限から1月過ぎて以降は14.5%が8.85%となっている。

4 施行期日

令和3年1月1日

【第1条】盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 第1条及び第2条 略 (延滞金) 第3条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに歳入を完納しない場合においては、当該歳入金額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 市長は延滞金の徴収に関し、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。 第4条 略 附 則 第1項から第4項まで 略 5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (_____ <u>租税特別措置法</u> (昭和32年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年_____における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合) とする。 第6項から第8項まで 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) (施行期日) 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例附則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号 改正 略 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 第1条及び第2条 略 (延滞金) 第3条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに歳入を完納しない場合においては、当該歳入金額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 市長は延滞金の徴収に関し、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。 第4条 略 附 則 第1項から第4項まで 略 5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に <u>租税特別措置法</u> (昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」といふ。) 中においては、年14.5パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合) とする。 第6項から第8項まで 略 附 則 略

【第2条】盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第一号</u> 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第1条から第12条まで 略 (延滞金) 第13条 管理者は、納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（納付期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 第14条から第17条まで 略 附 則 第1項から第6項まで 略 7 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。 第8項から第10項まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第一号） (施行期日) 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置) 3 第2条の規定による改正後の盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号 改正 略 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第1条から第12条まで 略 (延滞金) 第13条 管理者は、納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（納付期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 第14条から第17条まで 略 附 則 第1項から第6項まで 略 7 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。 第8項から第10項まで 略 附 則 略</p>

【第3条】盛岡市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市介護保険条例 目次及び第1条から第8条まで 略 (延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金については、延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。 3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 市長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。 第10条から第32条まで 略 附 則 第1条から第5条まで 略 (延滞金に関する経過措置) 第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (_____租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年_____における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 第7条から第13条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和2年条例第 号)</u> (施行期日) 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置) 4 第3条の規定による改正後の盛岡市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 盛岡市介護保険条例 目次並びに第1条から第8条まで 略 (延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金については、延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。 3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 市長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。 第10条から第32条まで 略 附 則 第1条から第5条まで 略 (延滞金に関する経過措置) 第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 第7条から第13条まで 略 附 則 略

【第4条】盛岡市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 第1条から第5条まで 略 (延滞金) 第6条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金については、延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。 3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 市長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。 第7条から第10条まで 略 附 則 第1項及び第2項 略 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> （ <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u> ）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>中</u> においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年 <u>における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 附 則 略 附 則（令和2年条例第 号） (施行期日) 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置) 5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 第1条から第5条まで 略 (延滞金) 第6条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金については、延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。 3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 市長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。 第7条から第10条まで 略 附 則 第1項及び第2項 略 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> （当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 附 則 略

議案第 132 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

広告物等の管理及び点検をしなければならない者を定めるとともに、管理する者を置かなければならぬ広告物等の範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 管理義務に係る規定の創設

屋外広告物条例ガイドラインの改定に伴い、広告物等の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に維持してもらうため、管理義務についての規定を創設する。

(2) 点検義務等に係る規定の創設

屋外広告物条例ガイドラインの改定に伴い、広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者に広告物等の点検を行ってもらうため、点検義務等についての規定を創設する。

(3) 管理者の設置に係る規定の一部改正

管理者の設置を要しないとしていた広告物等についても管理者を設置してもらうため、規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 経過措置

改正後の点検義務等の規定において、建築士法（昭和25年法律第 202号）第2条第1項に規定する建築士その他広告物等の点検に関し必要な知識を有する者として規則で定める者に点検をさせなければならないとあるのは、この条例の施行の日から起算して 3 年を経過するまでは、従前どおり、広告物等の管理者が点検を行うことができるものとする。

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市屋外広告物条例 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 広告物等の禁止又は制限（第3条～第24条） 第3章 広告物協定（第25条・第26条） 第4章 広告物等の管理及び屋外広告業の登録等（第26条の2～第45条） 第5章 盛岡市屋外広告物審議会（第46条～第51条） 第6章 雜則（第52条・第53条） 第7章 罰則（第54条～第59条） 附則 第1条から第26条まで 略 第4章 広告物等の管理及び屋外広告業の登録等 (管理義務) 第26条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に維持しなければならない。 (点検) 第26条の3 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士その他広告物等の点検に必要な知識を有する者として規則で定める者に点検をさせなければならない。 2 広告物等の所有者又は占有者は、第4条第3項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可又は第8条第3項の規定による許可の期間の更新の申請をする場合は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。 (管理する者の設置) 第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならぬ。 2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法 第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 第28条から第59条まで 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間における改正後の盛岡市屋外広告物条例第26条の3第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「規則で定める者」とあるのは、「規則で定める者又は次条第1項の管理する者」とする。	○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略 盛岡市屋外広告物条例 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 広告物等の禁止又は制限（第3条～第24条） 第3章 広告物協定（第25条・第26条） 第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等（第27条～第45条） 第5章 盛岡市屋外広告物審議会（第46条～第51条） 第6章 雜則（第52条・第53条） 第7章 罰則（第54条～第59条） 附則 第1条から第26条まで 略 第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等 (管理義務) 第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならぬ。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。 2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 第28条から第59条まで 略 附 則 略 別表（第45条関係） 略

議案第133号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

保育所等の職員の配置に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において、乳児4人以上を入所させる施設に係る保育士の数の算定については、当該施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができると示されていることから、保健師又は看護師のみを保育士とみなしている市の条例についてもこれに合わせた改正を行うものである。
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合の例に、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合が追加されていることから、市の条例についてもこれに合わせた改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第34条まで 略 (職員の配置) 第35条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。 ただし、調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。 第36条から第40条まで 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほいく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。 3 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第34条まで 略 (職員の配置) 第35条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。 ただし、調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。 第36条から第40条まで 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほいく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。 3 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。 附 則 略

【第2条】盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第29条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第31条 略 (職員の配置)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員のために市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第33条から第37条まで 略 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3) 法第24条第6項第2号に規定する措置に対応するために行う保育 (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合その他保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める場合における当該乳幼児に対する保育 (5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育</p>	<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号 改正 略</p> <p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第29条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第31条 略 (職員の配置)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員のために市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第33条から第37条まで 略 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3) 法第24条第6項第2号に規定する措置に対応するために行う保育 (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合その他保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める場合における当該乳幼児に対する保育 (5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育</p>

その他保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める場合における当該乳幼児に対する保育
(5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

改正後	改正前
第39条から第44条まで 略 (保育所型事業所内保育事業所における職員の配置) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第39条から第44条まで 略 (保育所型事業所内保育事業所における職員の配置) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。
第46条及び第47条 略 (小規模型事業所内保育事業所における職員の配置) 第48条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第46条及び第47条 略 (小規模型事業所内保育事業所における職員の配置) 第48条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3 第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。) (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。
第49条及び第50条 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	第49条及び第50条 略 附 則 略

議案第134号

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡南公園球技場の使用時間改めるとともに、照明設備を使用する場合に使用料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) グラウンドの使用時間について、午後5時以後におけるグラウンドの使用の許可を受けた場合にあっては、午後9時までとする。
- (2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用時間について、午後5時以後におけるグラウンドの使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時までとする。
- (3) 照明設備を使用する場合の照明設備使用料は、次のとおりとする。

1 時間あたりの使用料

区分	金額	
	料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
1,500ルクス	20,000円	80,000円
500ルクス	10,000円	40,000円
200ルクス	7,000円	28,000円
100ルクス	1,500円	6,000円

※ 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

※ グラウンドの半面を点灯する場合の使用料の額は、半額とする。

3 施行期日

令和3年4月1日

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																					
○盛岡市球技場条例	平成11年3月29日条例第29号 改正 略 <u>・令和2年 月 日条例第 号</u>	○盛岡市球技場条例	平成11年3月29日条例第29号 改正 略																																				
第1条及び第2条 略 (開設期間及び使用時間)	第1条及び第2条 略 (開設期間及び使用時間)	第3条 球技場の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。	第3条 球技場の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td><td>5月1日から11月30日まで</td><td>午前9時から午後5時（夜間使用に係る第5条第1項の許可を受けた場合にあっては、午後9時）まで</td></tr> <tr> <td>会議室及びウォーミングアップ室</td><td>通年</td><td>午前9時から午後5時（夜間使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時）まで</td></tr> </tbody> </table>	区分	開設期間	使用時間	グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（夜間使用に係る第5条第1項の許可を受けた場合にあっては、午後9時）まで	会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時（夜間使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時）まで		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>開設期間</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td><td>5月1日から11月30日まで</td><td>午前9時から午後5時</td></tr> <tr> <td>会議室及びウォーミングアップ室</td><td>通年</td><td>午前9時から午後5時</td></tr> </tbody> </table>	区分	開設期間	使用時間	グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時	会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時																			
区分	開設期間	使用時間																																					
グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（夜間使用に係る第5条第1項の許可を受けた場合にあっては、午後9時）まで																																					
会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時（夜間使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時）まで																																					
区分	開設期間	使用時間																																					
グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時																																					
会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時																																					
備考 「夜間使用」とは、午後5時以後におけるグラウンドの使用をいう。																																							
第4条 略 (使用の許可等)	第4条 略 (使用の許可等)	第5条 球技場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。	第5条 球技場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。																																				
2 市長は、球技場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の管理上適当でないとき。	2 市長は、球技場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の管理上適当でないとき。	3 市長は、球技場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。	3 市長は、球技場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。																																				
第6条及び第7条 略 (使用料)	第6条及び第7条 略 (使用料)	第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。	第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。																																				
2 使用料は、許可の際に徴収する。	2 使用料は、許可の際に徴収する。	第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第 号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。	第9条から第20条まで 略 附 則 略																																				
別表（第8条関係） (1) グラウンドの使用料	(1) グラウンドの使用料	別表（第8条関係） (1) グラウンドの使用料	別表（第8条関係） (1) グラウンドの使用料																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>10,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>10,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>10,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>10,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																					
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																																					
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																																					
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																					
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																																					
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																																					
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																					
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																																					
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																																					
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																					
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																																					
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																																					
備考 1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。		備考 1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。																																					
(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料	(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料	(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料	(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																				
区分	金額																																						
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																																						
区分	金額																																						
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																																						
区分	金額																																						
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																																						
区分	金額																																						
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																																						

改正後		改正前																		
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円																	
備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。			備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。																	
(3) 附属の設備の使用料			(3) 附属の設備の使用料																	
ア 放送設備一式 1日につき 1,000円			放送設備一式 (1日につき) 1,000円																	
イ 移動式電光掲示板 1日につき 1,000円			移動式電光掲示板 (1日につき) 1,000円																	
ウ 照明設備																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td> <td>1,500ルクスの照度で点灯する場合 20,000円</td> </tr> <tr> <td>（1面につき1時間までごとに）</td> <td>500ルクスの照度で点灯する場合 10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200ルクスの照度で点灯する場合 7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100ルクスの照度で点灯する場合 1,500円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合</td> <td>1,500ルクスの照度で点灯する場合 80,000円</td> </tr> <tr> <td>（1面につき1時間までごとに）</td> <td>500ルクスの照度で点灯する場合 40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200ルクスの照度で点灯する場合 28,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100ルクスの照度で点灯する場合 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯する場合 20,000円	（1面につき1時間までごとに）	500ルクスの照度で点灯する場合 10,000円		200ルクスの照度で点灯する場合 7,000円		100ルクスの照度で点灯する場合 1,500円	料金を徴収する場合	1,500ルクスの照度で点灯する場合 80,000円	（1面につき1時間までごとに）	500ルクスの照度で点灯する場合 40,000円		200ルクスの照度で点灯する場合 28,000円		100ルクスの照度で点灯する場合 6,000円	
区分	金額																			
料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯する場合 20,000円																			
（1面につき1時間までごとに）	500ルクスの照度で点灯する場合 10,000円																			
	200ルクスの照度で点灯する場合 7,000円																			
	100ルクスの照度で点灯する場合 1,500円																			
料金を徴収する場合	1,500ルクスの照度で点灯する場合 80,000円																			
（1面につき1時間までごとに）	500ルクスの照度で点灯する場合 40,000円																			
	200ルクスの照度で点灯する場合 28,000円																			
	100ルクスの照度で点灯する場合 6,000円																			
備考																				
1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。																				
2 グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。																				

上下水道部 総務課
市立病院 総務課

議案第142号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

県、市及び他事業体の動向等を踏まえ、欠勤等による給与の減額に係る規定について、必要な整備を行ったものである。

2 一部改正を行った条例

- (1) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）
- (2) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）

3 改正の内容

欠勤等による給与の減額に係る規定について、「勤務1時間当たりの給料」を「勤務1時間当たりの給与額」に改める。

4 施行期日

公布の日

5 その他

条例改正後の勤務1時間当たりの給与額の算定式

(1) 上下水道局

(給料+寒冷地手当) ×12月

1週間の勤務時間×52週

※ 改正条例の施行に合わせ、盛岡市上下水道局の企業職員の給与に関する規程（昭和38年水道部管理規程第3号）において、算定式に寒冷地手当を加えるもの。

(2) 市立病院

(給料+初任給調整手当+地域手当+寒冷地手当) ×12月

1週間の勤務時間×52週

※ 改正条例の施行に合わせ、盛岡市市立病院企業職員給与規程（平成19年市立病院管理規程第14号）において、算定式に寒冷地手当を加えるもの。

【第1条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 <u>令和2年10月27日条例第46号</u>	○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略
盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (給与の減額)	盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (給与の減額)
第17条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給与額</u> を減額した給与を支給する。	第17条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給料</u> を減額した給与を支給する。
2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。), 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申しに基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給与額</u> を減額した給与を支給する。	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。), 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申しに基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給料</u> を減額した給与を支給する。
第18条から第21条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和2年条例第46号)</u> この条例は、公布の日から施行する。	第18条から第21条まで 略 附 則 略

【第2条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 <u>令和2年10月27日条例第46号</u> 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第22条まで 略 (給与の減額) 第23条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給与額</u> を減額した給与を支給する。 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。), 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申しに基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給与額</u> を減額した給与を支給する。	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第22条まで 略 (給与の減額) 第23条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給料</u> を減額した給与を支給する。 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。), 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申しに基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの <u>給料</u> を減額した給与を支給する。
第24条から第27条まで 略 附 則 略 <u>附 則(令和2年条例第46号)</u> この条例は、公布の日から施行する。	第24条から第27条まで 略 附 則 略